

個体識別可能な火災探知器の故障分離要件に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

2010 年 12 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会 (MSC 88) において、固定式火災探知警報装置に関する火災安全設備コード (FSS コード) 第 9 章の改正が決議 MSC.311(88)として採択された。本会は同決議 MSC.311(88)を既に本会規則に取入れている。

その後、IMO 船舶設備小委員会 (SSE) において、旅客船のキャビンバルコニー及び貨物船に設置される個体識別可能な探知器の故障分離要件について再検討が行われてきた。その結果、当該要件の改正が、決議 MSC.484(103)として採択された。

今般、決議 MSC.484(103)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

個体識別可能な探知器を備えた固定式火災探知警報装置に関する故障分離要件の緩和規定を明記する。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造、脱出設備及び消火設備

29 章 固定式火災探知警報装置

29.2 工学的仕様

29.2.1 総則*

-8.として次の1項を加える。

(-1.から-5.は省略)

-6. 個体識別可能な探知器を備えた固定式火災探知警報装置は、次の**(1)**から**(4)**に従い設計されたものでなければならない。

- (1) 系統内において発生したいかなる断線、短絡、接地その他の故障においても、当該系統内に接続されている残りの探知器による継続的な個体識別を妨げないことを確保するための手段を備えること。
- (2) 電氣的、電子的故障及び情報伝達上の故障の際に、固定式火災探知警報装置の初期設定状態に復旧できるようにすべての措置が講じられていること。
- (3) 最初に発せられる火災警報は、その他の探知器が更なる火災警報を発することを妨げないこと。
- (4) 系統は、同じ区画を二度通らないこと。大きな公室の場合のようにこのことが実行不可能な場合、必要があつて同じ区画を二度目に通る系統の一部は、当該系統の他の部分と実行可能な最大限の距離をおいて敷設されること。

-7. 固定式火災探知警報装置は、少なくとも、系統識別能力を有するものでなければならない。

-8. 前-6.(1)の規定にかかわらず、故障により効力を失う個体識別可能な探知器の数及び配置が、29.2.4-1.に従い設置される系統識別システムに相当する系統を超えない場合には、各探知器にアイソレータを設ける必要はない。